

富士中央配水池太陽光発電設備導入事業(PPA) 質問回答書

※当該回答書は、実施要領、仕様書、様式集等に記載する内容の追加及び修正とみなします。

No.	実施要領等 ページ番号	質問事項	回答
1	仕様書 1ページ	4. 事業内容(1)事業概要 エ 系統へ逆潮流を発生させない機器仕様とすることとの記載がありますが、事業者側が太陽光発電設備及び付帯設備において同機器仕様を備えるということでしょうか。	受電盤に系統連系用保護継電器(OVGR+RPR一体型)の設置まで、富士市発注工事にて行います。
2	仕様書 2ページ	5. 設備工事前の調査・手続き(2)設備容量検討 PCS出力の目安は40kW以上とするとの記載がありますが、40kW以上の太陽光発電パネル容量が設置できる前提で考えてよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
3	仕様書 2ページ	5. 設備工事前の調査・手続き(2)設備容量検討 PCS出力の目安は40kW以上とするとの記載がありますが、PCS出力の合計値で40kW以上と解釈してよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
4	仕様書 3ページ	6. 設備の設置(1)太陽光発電設備 エ 太陽光パネルは参考資料の赤囲みの場所とありますが、40kW以上の太陽光発電パネル容量が設置できる前提で考えてよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
5	仕様書 8ページ	別紙2 参考資料 参加資格があると認めた参加表明者に対し提供される資料等について別途質問させていただくことは可能でしょうか。参考資料の赤囲みの場所についてなど、確認させていただいたのちに質問の機会を得たく存じます。	参考資料に対する質問について、以下のとおり質問書提出期間等を設けます。 質問書提出期間: 令和7年6月20日(金)から同月25日(水)まで 質問回答の公表予定日: 令和7年7月1日(火)
6	実施要領 6ページ	11.企画提案書等の提出(5)企画提案書の内容 セ 電気料金の概算単価について、上限単価(24 円/kWh)を超えた提案は可能でしょうか。	上限単価を超えた提案は不可とします。
7	様式第5号	「類似事業履行実績」について、単独の法人としてのPPA 事業実績は、建設事業者・運営事業者とも実績に該当する理解でよろしいでしょうか。	様式第5号の欄外に記載のとおり、単独の法人としてのPPA事業実績については、建設事業者・運営事業者の両方を行った場合に実績に該当します。